処　　分　　基　　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第１１条第１項
処 分 の 概 要	銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し
原権者（委任先）	福井県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第４条第２項（条件）、第５条第１項第２号～第６号、第１２号・第１３号、第１５号～第１８号（許可の基準）、第５条の２第２項第２号・第３号、第４項第１号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第１１条第１項

処　分　基　準：

第１１条第１項第１号の場合については、当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。

なお、法定の人的欠格事由のうち、

１　法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

２　法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

問 い 合 わ せ 先：福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係
電話０７７６－２２－２８８０（内線３２１０）

備　　考：